

議第三十二号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「法人」を「事業を行う法人」に改める。

第四条第一項中「令和七年度」を「令和十年度」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。

